［条を削る。］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第七条の五の三　法第十二条の五の二第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～九　略］

十　廃止措置期間中に性能を維持すべき製錬施設（第七条の五の六において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　略］

十三　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十四　［略］

十五　［略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の六　法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象施設及びその敷地

四　［略］

五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

［七・八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

3　［略］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第七条の三の二　法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2　法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第七条の五の三　［同上］

［一～九　同上］

十　廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　同上］

［号を加える。］

十三　［同上］

十四　［同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の六　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる製錬施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　同上］

［号を加える。］

九　［同上］

3　［同上］